

審議会等における取り扱いについて（案）

次の1または2のいずれかを満たす届出案件については、審議会・委員会における審議を省略し、「本市意見を有しない」ものとして取り扱うこととする。（令和6年●月●日から適用）

1 大規模小売店舗立地法第6条第4項における経済産業省令で定める「軽微な変更」について

経済産業省令（大規模小売店舗立地法施行規則。以下、「省令」という。）第8条で定める「軽微な変更」かつ以下の（1）及び（2）の両方に該当するもの。

（1）関係各課から特段の意見がないもの

（2）周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと認められるもの

※関係各課の意見については文書等での照会によるものとし、軽微な変更の取扱いについて認めたものについては、幹事会を省略するものとする。

また、軽微な変更の取扱いを認めたものについて、次回の審議会で事務局は報告を行う。

2 施設の運営方法等の変更について

変更に係る届出で、次の（1）か（2）に該当し、かつ（3）に該当するもの

（1）下表のいずれかに該当するもの

営業時間、駐車場を利用できる時間帯、荷捌きを行える時間帯の変更	変更後の時間帯が夜間（午後9時から午前6時）の時間帯に入らないものであって、等価騒音レベルの予測結果が環境基準値以下であるもの
駐車場出入口の数及び位置を変更させるもの	事前に警察との協議を十分行っており、かつ変更後の騒音の予測値について、等価騒音レベルが環境基準値以下でかつ夜間の最大値が規制基準以下であるもの

（2）大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の届出で、省令第7条第1項第3号～第8号に該当するもの

（3）次の全てに該当するもの

① 幹事会において特段の意見がないもの

② 地元住民からの特段の意見がないもの

③ 審議会委員から特段の意見がないもの

④ 周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと認められるもの

※2（3）③にかかる審議会委員への意見の確認について

① 事務局は住民等からの意見の状況並びに幹事会での協議の結果を踏まえ、意見案及び附帯事項がない旨を各審議会委員に報告する。

② 各審議会委員は、市の意見案及び附帯事項案について、期日までに意見等を事務局へ連絡する。

③ 各審議会委員から特段の意見がない場合、会長は市に答申する。

④ 市は答申を受け、設置者に意見がない旨を通知する。

⑤ 次回の審議会で、事務局は報告を行う。